



様式第4号(第3条関係)

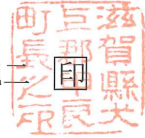
一般廃棄物処理業(処分業)許可証

甲 住 第 30号

令和8年4月1日

株式会社 杉本商事  
代表取締役 珍道 直人 様

甲良町長 寺本 純二



令和8年3月28日付けで申請のあった一般廃棄物処理業(処分業)許可申請については、甲良町廃棄物の処理および清掃に関する規則第3条第1項の規定により、許可します。

許 可 番 号	第 R 8 - 2 号
許 可 年 月 日	令和8年4月25日
氏名 法人にあっては、名称 および代表者氏名	株式会社 杉本商事 代表取締役 珍道 直人
事務所および事業所の所在地	事務所 滋賀県彦根市南川瀬町771番地 事業所 滋賀県犬上郡甲良町大字在士字古田684番1
許 可 期 間	令和8年4月25日から令和10年4月24日
取 扱 廃 棄 物 の 品 目	紙くず、廃プラスチック類、繊維くず、木くず
処 理 の 方 法	破碎圧縮固化 処理能力 25.44t/日(16時間)
許可条件	1 許可証は、他人に貸与し、または譲渡してはならない。 2 許可期限が切れたとき、または業務を廃止もしくは休止したときは、直ちに許可書を返還しなければならない。 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の4の基準を守り善良な処理業者の自覚をもって業務に当たること。 4 業務の内容に変更が生じたときは、速やかに届け出ること。 5 法令・条例・規則または、この許可条件に違反したときは、許可を取り消すことがある。